

多様性社会・人材活躍推進フォーラム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章（以下「憲章」という。）」を基軸にした共生社会実現に向けた推進エンジンとして組織し、誰もが多様性を認め合うことができる山梨県ならではの共生社会を総合的にデザインすることを目的に設置される「多様性社会・人材活躍推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる検討を行う。

- (1) 憲章に基づく共生社会実現の気運醸成及び県内への普及
- (2) やまなし共生社会推進プレイヤーズ（以下「推進プレイヤーズ」という。）間の情報共有及び交流
- (3) 共生社会推進に対するアイデアの集約
- (4) 共生社会推進に向けた取り組み状況の分析、評価、助言
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 推進プレイヤーズの中から、フォーラム開催の都度、事務局が選定する者をもって構成する。

2 フォーラムには、必要に応じ、推進プレイヤーズ以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 フォーラムの事務局は、山梨県総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、フォーラムの運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月7日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。